

特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会事務局設置規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会定款（以下「定款」という。）第21条の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 事務局は、定款第2条に定める事務所の中に置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(開局日時)

第3条 事務局の開局日及び開局時間は次のとおりとする。

(1) 開局日 毎週月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

(2) 開局時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

(所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）の文書及び公印の管理に関すること

(2) 本会の会計に関すること

(3) 総会及び理事会、専門部会の開催に関すること

(4) 役員及び会員との連絡調整に関すること

(5) 地区協会との連絡調整に関すること

(6) 一般社団法人日本介護支援専門員協会との連絡調整に関すること

(7) その他本会の庶務に関すること

(事務局長)

第5条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委託する。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括する。

(職員)

第6条 事務局に職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務を分掌する。

(委任)

第7条 その他事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。